

**新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準
(令和2年11月19日時点)**

1 基本的な考え方

12月1日以降のイベント開催の取扱いについて、国の方針が示されたことから、この方針や、県内および全国の感染状況をふまえ、県が主催するイベントについて、次のとおり取り扱うこととします。

- ・不特定の方が集まるイベントは、感染リスクが高いことから、中止または延期とします。
- ・参加者が特定できる場合においても、入場時や区域内での感染防止にかかる適切な行動の確保ができない場合は、中止または延期とします。
- ・県外での開催については、当該都道府県の感染状況や、イベント開催及び移動に関する方針等に留意し、検討するものとします。

なお、イベント開催の可否を判断するに当たっては、イベントの形態によってリスクが異なることから、形態ごとに以下の人数上限及び収容率を目安（いずれか小さい方を限度）とし、2の感染防止対策を講じたうえで実施するものとします。

(1) 大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント

人数上限	収容率
・収容定員10,000人超 ⇒収容定員の50%	
・収容定員10,000人以下 ⇒5,000人	100%以内

※固定席がない場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう（最低限人と人が接触しない）間隔を空けることとする。

※飲食を伴うイベントについては、「大声での歓声・声援等が想定されるイベント」と同様の取扱いとするが、イベント中の発声がないもので、2の感染防止対策（追加的な感染防止策）に記載の条件が担保される場合は大声等がないものとみなす。

(2) 大声での歓声・声援等が想定されるイベント

人数上限	収容率
・収容定員10,000人超 ⇒収容定員の50%	
・収容定員10,000人以下 ⇒5,000人	50%以内

※固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとするが、グループで参加している場合は、少なくともグループごと（5名以内）で前後左右の1席は空けること。結果として、収容率は50%を超えることもある。

※固定席がない場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人の間隔（1m以上）を空けることとする。

2 開催する場合の感染防止対策

次の項目など適切な感染防止対策を講じることとします。

(開催前の対策)

参加者には次の注意事項を事前に周知すること

- ・県外にお住まいの方は、当該都道府県の移動に関する方針等に十分留意し、対応していただくようお願いします。
- ・海外への訪問歴が14日以内にある方は参加できません。
- ・発熱等の症状がある方は参加できません。
- ・高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加をご遠慮していただくようお願いします。
- ・スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用をお願いします。また、会場において「安心みえるLINE」のQRコードの掲示がある場合は読み込んでいただくようお願いします。
- ・参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力ください。

(開催時の対策)

ア) マスク常時着用の徹底

- ・マスクの着用状況を確認し、参加者がマスクを持参していない場合は、主催者側でマスクを配布すること。

イ) 大声の抑止

- ・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等を行うこと。
＊隣席の方との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
＊演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
- ・スポーツイベント等においては、ラッパなどの鳴り物を禁止すること。

ウ) 手洗い

- ・こまめな手洗いの推奨を行うこと。

エ) 消毒

- ・消毒液を設置し、こまめな手指消毒の推奨を行うこと。
- ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒を行うこと。

オ) 換気

- ・こまめな換気を行うこと。

カ) 密集の回避

- ・入退場時や待合場所等の密集を回避する措置を講じること。
＊必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限

キ) 身体的距離の確保

- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保すること（グループとグループの間は1席（立席の場合は1m以上）空ける）。
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m以上確保すること。
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔を確保すること（最低限、人と人が触れ合わない程度の間隔）。

ク) 飲食の制限

- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限すること。
- ・収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛とすること。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食を可とする。

- ・休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止の措置を講じること。
- ヶ) 参加者の制限
- ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある参加者の入場を防止すること。
- コ) 参加者の把握
- ・事前申込時または入場時に連絡先を確実に把握すること。
 - ・「安心みえる LINE」や接触確認アプリの利用を奨励すること。
＊アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
- サ) 演者の行動管理
- ・有症状者は出演・練習を控えさせること。
 - ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること（接触が防止できないイベントは開催を見合わせる）。
 - ・合唱等、発声する演者間での感染リスクに対処すること。
- シ) イベント前後の行動管理
- ・イベント前後の感染防止の注意喚起を行うこと。
＊可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進

※収容率50%を超えて開催する際は、ア) マスクの常時着用とイ) 大声を出さないことの担保を前提とする。

(追加的な感染防止策)

飲食を伴うイベントについて、上記対策に加え、以下の条件がすべて担保されている場合には、イベント中の発声がないことを前提に収容率の上限を100%とします。

- ・飲食時以外のマスク着用徹底のアナウンスと着用厳守
- ・イベント前後、休憩時など会話が想定される場面での飲食禁止
- ・十分な換気（二酸化炭素濃度1,000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること）
- ・飲食時間の短縮（長時間の飲食が想定されうる場合は、飲食時間短縮のための措置を講ずるよう努める）

3 留意事項

- ・本開催基準の適用は、12月1日から令和3年2月28日までとしますが、新型コロナウィルス感染症を巡る状況に変化があった場合には、適宜見直すこととします。
なお、11月30日までに開催するイベントについては、令和2年10月15日時点の基準により開催することとします。
- ・イベント開催時における対策の徹底が担保できない場合は、参加人数5,000人以下かつ、屋内では収容率50%以内、屋外では人ととの距離を十分確保できる間隔（できれば2m）をとれる人数を上限とします。